

平成27年第1回邑南町議会臨時会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成27年1月19日(平成27年1月13日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成27年1月19日(月) 午後1時30分

閉会 午後1時55分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	服部 導士	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	飛弾 智徳
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	安原 賢二
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所長	川信 学	教育長	土居 達也
学校教育課長	細貝 芳弘	生涯学習課長	能美 恭志		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成27年第1回邑南町議会臨時会議事日程

平成27年1月19日（月）午後1時30分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第1号 工事請負契約の締結について （いこいの村しまね設備工事）

議案第2号 工事請負契約の締結について （いこいの村しまね増築工事）

議案第3号 平成26年度一般会計補正予算第7号について

平成27年第1回邑南町議会臨時会会議録

平成27年1月19日（月）

—— 午後1時30分 開会 ——

~~~~~〇~~~~~

### 開会宣告

- 議長(山中康樹) それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、平成27年第1回、邑南町議会臨時会を開会をいたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~〇~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番日野原議員、11番清水議員、お願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1月19日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1月19日の1日限りと決定をいたしました。

~~~~~〇~~~~~

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山中康樹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第1号工事請負契約の締結について、議案第2号工事請負契約の締結について、議案第3号平成26年度邑南町一般会計補正予算第7号について、以上3議案を一括上程をいたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

- 議長(山中康樹) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) えー、議案第1号から議案第3号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第1号工事請負契約の締結についてでございますが、これは、平成26年度町単独事業いこいの村しまね設備工事にかかる工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。既に相手方と仮契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。次に議案第2号の提案理由をご説明申しあげます。工事請負契約の締結についてでございますが、これは、平成26年度町単独事業いこいの村しまね増築工事にかかる工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。既に相手方と仮契約を結んでおりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。次に、議案第3号の提案理由をご説明申しあげます。平成26年度邑南町一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ3千584万4千円増額するものでございます。以上、詳細につ

きましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 議案第1号の詳細についてご説明申しあげます。工事名は平成26年度町単独事業いこいの村しまね設備工事であり、工事場所は邑南町高水地内であります。入札につきましては、平成26年12月19日に地方自治法施行令第167条の規定による指名競争入札を6社で実施しました結果、邑南町井原1383番地12山陰クボタ水道用材株式会社邑南営業所長、下橋史紀氏が予定価格1億3千626万8千円に対しまして、最低価格1億3千350万円で落札し、消費税を加えました1億4千418万円の契約金額で12月24日に仮契約をしたところでございます。落札率は97.97パーセントでした。工事概要ですが、本館棟及び増築棟の冷暖房方式を電化による個別空調に変更するための空調設備工事と電化による電気容量増大にかかる電源設備の更新工事、これはトランスの入れ替えであるとか直流電源装置の更新であるとかでございます。工期は、平成27年7月15日までとしております。続いて議案第2号の詳細についてご説明申しあげます。工事名は平成26年度町単独事業、いこいの村しまね増築工事であり、工事場所は同じく邑南町高水地内であります。入札につきましては1月8日に地方自治法施行令第167条の規定による指名競争入札を特別共同企業体3社で実施しました結果、邑南町矢上7486番地1、石見工業河野建材特別共同企業体代表者、石見工業株式会社代表取締役小泉賢咲氏が予定価格2億6千829万9千円に対しまして、最低価格2億6千800万円で落札し、消費税を加えました2億8千944万円の契約金額で翌1月9日に仮契約をしたところでございます。落札率は99.89パーセントでした。工事概要ですが、本館棟左側に位置するレクリエーション棟に付随して鉄筋コンクリート構造3階建ての増築棟を建築するものであり、建築面積321.21平方メートル、延べ面積809.57平方メートルであります。なお、工期は7月31日までとしております。以上予定価格が5千万円以上の工事請負でございますので地方自治法第96条第1項及び邑南町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 日高企画財政課長。

●**日高企画財政課長(日高輝和)** 議案第3号平成26年度邑南町一般会計補正予算第7号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ3千584万4千円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を146億5千905万1千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書のページをめくっていただきまして、4ページをお開きください。今回の補正につきましては昨年12月の降雪により倒壊した農業用ビニールハウス等の復旧に要する費用の一部に補助金を交付するためのものでございます。始めに

歳入でございます。15款県支出金2項県補助金としまして1千792万2千円を計上しております。また、18款繰入金2項基金繰入金としまして財政調整基金からの繰入金1千792万2千円を計上しております。6ページをお開きください。歳出でございます。6款農林水産業費1項農業費の3農業振興費でございますが、節19負担金補助及び交付金として3千584万4千円を計上しております。農業復旧対策事業費補助金としまして水稻の育苗用施設等の復旧を早期に実施するため補助金を交付するものでございます。以上地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**議長(山中康樹)** これより質疑に入ります。あ、以上で提出者からの提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。始めに議案第1号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**大屋議員(大屋光宏)** 8番

●**議長(山中康樹)** 8番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** いこいの村の休業期間について教えてください。あの、工事の実施の工期は聞いたんですけど、休業期間はいつからいつになるかお願いします。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 工事の休館期間、これから落札業者と雲海の方とで協議していく、いって具体的な日にち等が決まりますが、概ね、あの予約等の調整もございますので2月7日以降は休館するということで雲海との要望なり調整は聞いております。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 失礼しました。2月7日から始まって7月末、7月31日まで休館するということの予定でございます。

●**大屋議員(大屋光宏)** 8番。

●**議長(山中康樹)** 8番。

●**大屋議員(大屋光宏)** 今回の事業はまあ、いこいの村を休館してその間に事業をするんですけど、もし、工期が延びた場合は当然休館の期間を延ばしてもらいなり営業に支障が出ると思うんです。で、これまあ町が発注して町が責任を持ってやる工事ですけど何らかの事情で工期が延びて結果的に休館期間が延びるという事態に陥った場合は、それは町が責任を持つことであるのか、工期が7月15日と定めてあればそれまでにしなかった業者の責任であるのか、ま、業者と町の間はそういうことに関して契約が結んであるのかないのか、もしくはまあ最終的に誰が工期が延びて営業に支障が出る場合は責任を持つことになるのかをお願いします。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** もちろん発注は町でございますので、最終的な責任は町が持つということで心得ておりますが。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい。

●議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) 先程の質問、ちょっと回答ぬけがあるんですけど、あの、いこいの村の運営をしている雲海に対しては、休館の補償は町がしなければいけないという回答だったと思います。では、あの業者と町の間では、施工業者と、そういう責任を誰が持つかというのは、違約金とかというのは契約上うたってあるのかなのか、やむを得ない事情があれば延びてもしかたないけど、町だけが雲海に対して補償するということなのか。

●原定住促進課長(原修) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) 落札業者にも一応工期の指定というのは契約書に明記しておりますので、どういった理由でその工期が延びるか、延びたか、もし延びる場合はですが。それは業者との協議によってその、そのうんぬんを決定していきたいと考えております。契約書の中に違約金に関する記述は記載されてありません。

●議長(山中康樹) 他にはありませんか。第1号議案に対して質疑はありませんか。

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第1号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第2号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●三上議員(三上徹) はい、15番。

●議長(山中康樹) 15番、三上議員

●三上議員(三上徹) えーと、この件に関しましては、まあ、12月等々から再々やってきておりますので、また、今回もやらざるを得んということであの、お聞きしてみたいと思います。先般の定例議会においてはですね、この件に関していろんな内容変更が、もうされてですね、初めの予定価格より非常に多くの金額になった。しかも、初めに予定されておりました図面を見させていただいた中から、今度は全然違う図面が変わってきており、ま、いうなかでですね、あの本当にいっけんと言えばまあこの件に関しては全体で認められとるので問題はないわけですけども、まああの、初めの予定しておった内容とですね、今の内容が非常に変わっておるなかでですね、それをいってんに値すると、ま、5千万円以上なるわけであって、その5千万円以上であれば1件につきその議案については議会の議決が必要というぐらいの大きなまあ問題であります。まあそういう問題の中でですね、えー、その目的とかいろんなことに対して12月にいろいろ意見を申し述べました。私も。そういう状況のなかで、なぜこれがこのようになったのか、あるいはこれをもう少し何とかならないのかと、こういう非常に財政厳しい折にならないかという意見を申しあげ、まあ、これ最終的に12月に申しあげたわけですが、その間もいろいろ申しあげてきました。しかし、きょう、こういう予定価格と、ま、今回出とる価格を見ますと、まあよくもよくもこの99.8パーセントとかいうぐらいのところへ予定価格をもっていきながら、最終の結論がこれであったというのを見て、きょう初めて見るので驚いたようなわけですが、言いますのは、そういう間に、いろいろ議会の中で申しあげたり、あるいは12月においてまた、この締結が行われる前にいろんな意見を申しあげました。その間、執行部としてはどういう協議をされてですね、締結を、その前に意見を言っとるわけですから、あの締結に至るまでにどういう協議をされてね、ここに至ったかというのをま

ずお聞きします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) えーと、確かにあの三上議員さんから12月の議会で本当にあの厳しいご質問をいただいたわけです。えー、まあ私の方も答弁としては、そのときには、最初ですね、あの見積もり等が、やっぱり甘かったと言えば甘かったということでもう少しまあ概略設計と言う話もありましたけども、そういうことをきちっとやりながら、提示をしてやっぱりそれが大きく変わらないよという反省はあるということで、まあ、少しそうした弁もしたわけでありまして、いずれにしてもこの数字で何とかお願いをしたいということで、まあ賛成反対あったわけでありまして、賛成多数でまあ認めていただいとる経緯がありますので、やっぱり私どもとしてはその数字をですね、えー、賛成していただいたからには、今回も同じ形で提案をさせていただいたということで、したがって協議は、それからまあ特にやってないわけでありまして、そういうことをご理解いただいて、よろしくお願ひしたいなこう思っております。

●三上議員(三上徹) はい、議長。

●議長(山中康樹) 三上議員

●三上議員(三上徹) まああの、町長が正直にやってないということでございましたんですが、まあ、私が何が言いたかったかといいますと、今まで執行部と議会がけんけんがくがくしながらも途中でいろんな意見を混ぜながらですね、その方向に向かってきたという状況のなかでまあ今回12月に言いましたように1年間やってきてさらには最後にごろっとほんとにはじめ、えーというようなのが途中から出て、それでさらに見ますと、ここでも同僚のなかでも全くあの変わらんぐらいの予算が出とるなあいうことは、これはもうこっちの方が先に予算の方いうかね、内容がたてられて、それをもとにこないだ、わしらにこうなりますいうて提出をしてきたんじゃないかいうほどの、99.8パーセントというようなね、まあ、状況を見たときに、やはり今から議会がさらにあのうまくやっていくのにはね、やっぱり議会の意見を本当に聞きたいということでいろいろな情報を流していただいて、検討するんであれば、やはりそこは変わらんかったにしろよ、変わらんかったにしろ、こういうところを言われたところはこういうふうに検討したけども、やはり私たちのこのことを聞いてくださいという姿勢が大切だと思うんですよ。で、僕はそこが言いたいけえ、まあ、きょう、こうして言うとするわけなんでね、ほんなら、みんなに説明して意見を求める必要はないんですよ。ただ、求められたからみんなが意見を言うた、言うたのをいろいろまた検討したけどもやはりたとえば三上議員さんはこういうことを言われたけども、ここはやっぱりこのへんがこれでないとできんのだとかいうのがね、やっぱりあってこそ、あの、思いましたのできょうこうしてあえて言うのであって、で、今後ともあのいい方向に行ってほしいという意味合いを込めて、まあきょうは質疑で、あのとめたいということにして、まあいうようなわけでございますので、そのへんをよくわかっていただきたいと。

●議長(山中康樹) 他に質疑はありませんか。

●清水議員(清水優文) 11番。

●議長(山中康樹) 11番、清水議員。

●清水議員(清水優文) えーとあのう、工期が守られなかった場合は違約金までは請求しないと、書いてないということでございましたが、この業者は矢上小学校の多目的ルームのときに、1か月の変更契約を出しております。非常にまあ忙しくやっております。おそらく、工期が守れないような予測をしとるわけですが、議会の同意を求めりゃあせわあないような安易に考えでおるんじゃないかというような気がするわけですが、再度お聞きしますが、えー、そこらあたり違約金をとるようなあれはありませんか。遅れた場合。

●原定住促進課長(原修) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 原定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) えー、さきほどの質問に対する訂正回答と併せてお答えさせていただきます。えー、記述はないと申しましたが、契約書第28号の8条の方に一般的損害ということで工事目的別又は工事材料について生じた損害その他工事施工に関して生じたしょうがい、損害については受注者がその費用を負担すると明記してあります。したがって工期が遅れた場合、その遅れた理由等を落札、あー、工事実施者と協議して決定していくというこのじょうりでございます。

●清水議員(清水優文) はい、ええです。それなら。

●議長(山中康樹) 他にはありませんか。

●議長(山中康樹) ありませんか。無いようですので、議案第2号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第3号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数をして、これを行っていただきますようお願いをします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第3号に対する質疑を終わります。以上で議案の質疑を終わります。

●議長(山中康樹) これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第1号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙数)

●議長(山中康樹) はい全員賛成、全員賛成、したがって、議案第1号、工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第2号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(山中康樹) はい挙手多数、賛成多数、したがって、議案第2号、工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第3号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(山中康樹) はい全員賛成、したがって、議案第3号平成26年度邑南町一般会計補正予算第7号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

- 議長(山中康樹) 以上で、本臨時会に付議されましたぎあん、案件は、すべて議了しましたので、これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、平成27年第1回邑南町議会臨時会を閉会といたします。大変、ご苦労さまでございました。

—— 午後1時55分 閉会 ——